

令和4年4月19日
課名 企業局水道課
担当者 水道整備担当監 黒上
内線 4337

県営水道施設における技術委員会の設置について

1 要旨・目的

二期トンネル整備事業において、2度にわたって工期の延長と事業費の増額を要したことを踏まえ、今後、水道施設の整備を行う際に、技術的課題や地質調査計画の妥当性について、外部の有識者から意見・助言を得るため、広島県企業局水道工事技術委員会（以下「技術委員会」という。）を設置する。

2 現状・背景

二期トンネル整備事業については、計画策定時及び計画変更時に地質を把握する調査が不足し、また、想定されるリスクの検証が十分でなかったため、2度にわたり計画変更となつた。このことを踏まえ、今後の水道施設の整備に当たっては、より適正に事業を執行していく必要がある。

3 概要

(1) 実施内容

① 技術委員会の設置

トンネル工事など地質の影響を大きく受ける水道施設の整備については、計画、調査、設計段階において技術的な知見を有する第三者の意見・助言を得て、地質調査計画や詳細設計の精度を高め、適正な事業執行を図る観点から、外部の有識者で構成する技術委員会を設置し、水道事業の技術的課題について検討、審議する。

② 技術委員会の構成員

技術委員会の構成員として国の機関、ライフライン事業者、学識経験者などの5名を想定している。

所属等	
国の機関など（大規模なトンネル工事実績がある者）	2名
ライフライン事業者（水道用トンネル工事に類似した工事実績がある者）	1名
学識経験者（トンネル工学・地質工学など）	2名

③ 対象事業

10億円以上の事業のうち、トンネル工事など地質の影響が大きい土木工事

【今後想定される対象事業】

- ・主な工種がシールド工、推進工である管路更新工事など

④検討、審議事項

- ・地質調査方法や調査箇所を検討した地質調査計画の妥当性（基本設計時）
- ・地質調査計画に基づく地質調査を実施した上での地質判定結果の妥当性（地質調査時）
- ・地質調査結果に基づく詳細設計内容の妥当性（詳細設計時）

(2) スケジュール

技術委員会は令和4年度に設置するよう調整している。